

在り方検討グループにおける意見の整理

1 成績評価の方法について（報告検討G論点13，14）

成績評価は，得点評価方式によるものとする。ただし，得点評価方式を採ることによって，単に論点を多数拾い上げた答案がより高く評価されたり，触れる論点に多少欠けるところがあっても柔軟な思考力が感じられる答案が過小評価されたりすることのないよう，成績評価基準等の作成に当たって配慮するものとする。

2 短答式試験における科目ごとの最低ラインの設定について（同16）

中間報告において，短答式試験は，「幅広い分野から基本的な問題を多数出題する」ととされている趣旨にかんがみ，短答式試験の合格に必要な成績を得た者の判定に当たり，あらかじめ科目ごとの最低ライン（これに達していない者については，その一事をもって不合格とするラインをいう。以下同じ。）を設けるものとする。

この場合の最低ラインは，例えば満点の半分未満の一定の点数とするなど，法曹となろうとする者に必要な最低限度の知識を備えているかどうかの判定基準となるように設定するものとする。

3 論文式試験における科目ごとの最低ラインの設定について（同18）

論文式試験において，公法系科目，民事系科目及び刑事系科目に，あらかじめ科目ごとの最低ラインを設けるものとする。

ただし，この場合の最低ラインをどの程度のものとするかについては，なお引き続き，次回会合において検討する。また，選択科目について最低ラインを設定するか否かについても，出題の在り方，問題数等を勘案して，次回会合において検討する。

4 総合評価における短答式試験と論文式試験の比重について（同17）

総合評価における配点の比重については，論文式試験を重いものとし，例えば，短答式試験と論文式試験の比重を1：4程度とする。

5 短答式試験と論文式試験の総合評価の具体的方法について（同13）

短答式試験と論文式試験の総合評価については，短答式試験の得点と論文式試験の得点を合算した得点により，合否を判定する方法によるものとする。

6 選択科目における共通の基準等について（同20）

次回会合において検討する。